

「特定不妊治療費補助金」の制度が変わりました

保健医療課母子保健係 ☎0824-73-1214

市は、不妊に悩む夫婦の経済的負担軽減を図るため、治療費や検査費用の補助を行っています。
令和4年度から、特定不妊治療（体外授精・顕微授精・男性不妊治療など）が保険適用となったことに伴い、このたび、市の「特定不妊治療費補助金」の制度を変更しました。
これにより、特定不妊治療に併せて行われる、保険適用されない先進的な医療などの治療費が補助の対象となります。

特定不妊治療費補助金

対象者

市内に住所があり、「広島県特定不妊治療支援事業」の助成決定を受けた人

対象となる治療

特定不妊治療に併せて行われた保険適用されない先進医療

補助金額

1回の治療につき、自己負担額から広島県の助成額を控除した額（上限15万円）

補助の回数

治療開始時の妻の年齢によって助成回数が異なります。（ただし補助対象年齢は43歳未満）

- ・40歳未満
子ども1人につき6回まで
- ・40歳以上
子ども1人につき3回まで

問い合わせ

▼市の補助金について

保健医療課母子保健係

☎0824・73・1214

または各支所地域振興室・市民生活室

▼県の助成金について

広島県北部保健所保健課

☎0824・63・5181

三次市十日市東4・6・1

その他の補助制度

その他、不妊や不育症の治療を受けている人に補助制度を設けています。

不妊検査・一般不妊治療費補助金

対象者

市内に住所があり、「広島県不妊検査費等助成事業」の助成決定を受けた人

対象となる治療

夫婦が受けた不妊検査および一般不妊治療（タイミング療法、薬物療法、人工授精など）

補助金額

治療費から広島県の助成額を控除した額（上限5万円）

補助の回数

1組の夫婦につき1回まで

不育症治療費補助金

対象者

市内に住所を有する人

対象となる経費

夫婦が受けた保険適用されない不育症の検査および治療

※不育症

2回以上の流産、死産、生後1週間未満の死亡を繰り返すこと

補助金額

上限30万円

補助の回数

同一年度内で1回まで

不妊・不育で悩んでいる人へ・・・
ひとりで悩まずご相談ください

広島県 不妊専門相談センター

検索



<https://fs.hiroshima-josanshikai.com/>

専門の相談員（助産師）が対応します



電話相談（祝日・年末年始を除く）

☎082-870-5445



FAX相談

FAX082-870-5445



電子メール

ホームページのメールフォームから



妊活セミナー（年2回）

不妊・不育をテーマにセミナーを開催



面談相談（1回50分・事前予約制）

対面またはオンラインで相談



妊活交流会（事前予約制）

同じような悩みを持つ当事者同士、オンラインで交流



心理士面談相談（1回50分・事前予約制）

臨床心理士や公認心理士と、対面またはオンラインで相談